

## 経理部門の基本有用情報

## 今月の経理情報

## 今回のテーマ： 副業容認にかかる留意点

8月 11 日付の日本経済新聞によれば、55%の企業が副業を認めると回答しました。副業を認める際の留意点はつぎのとおりです。（出所：厚生労働省「副業・兼業の促進に関するガイドライン」）

項目	内 容	課 題 と 対 応
安全配慮義務	使用者は、労働者の業務量・時間を把握し、健康に支障が生じないよう、配慮をする義務を負っています。	使用者は、労働者の本業と副業にかかる全体の業務量・時間が過重でないかを把握する必要があるため、つぎの対応をとることが考えられます。 ・就業規則、労働契約（以下「就業規則等」といいます。）で、長時間労働等により労務提供をする上で支障がある場合は、副業を禁止又は制限することができることとしておく ・副業の届出等の際に、副業が労働者の安全や健康に支障がないかを確認し、副業開始後も労働者から状況報告等を受け、健康状態に問題が認められた場合は適切な措置を講ずる
秘密保持義務	労働者は、使用者の業務上の秘密を守る義務を負います。	労働者が、業務上の秘密を他の使用者に漏洩することを防ぐため、つぎの対応をとることが考えられます。 ・就業規則等で、業務上の秘密が漏洩する場合は、副業を禁止又は制限することができることとしておく ・副業を行う労働者に、業務上の秘密となる情報の範囲や、業務上の秘密を漏洩しないことについて注意喚起をする
競業避止義務	労働者は、在職中に使用者と競合する業務を行わない義務を負います。	労働者が、競合する業務で、自社の正当な利益を害する業務を行うことを防ぐため、つぎの対応をとることが考えられます。 ・就業規則等で、競業により自社の正当な利益を害する場合は、副業を禁止又は制限することができることとしておく ・副業を行う労働者に、禁止される競業行為の範囲や、自社の正当な利益を害しないことについて注意喚起をする
誠実義務	労働者は、誠実義務に基づき秘密保持義務、競業避止義務を負うほか、使用者の名誉・信用を毀損しないなど誠実に行動することが要請されます。	労働者が、誠実義務に違反しないよう、つぎの対応をとることが考えられます。 ・就業規則等で、自社の名誉や信用を損なう行為や、信頼関係を破壊する行為がある場合は、副業を禁止又は制限することができることとしておく ・副業の届出等の際に、上記のおそれがないかを確認する

お見逃しなく！

労働者が労働時間以外の時間をどのように利用するかは、基本的に労働者の自由です。

副業を禁止又は制限することができるケースは、使用者が安全配慮義務を果たせない場合、労働者が秘密保持義務・競業避止義務・誠実義務に違反する場合です。

一定の会社での副業で、所定労働時間が週 20 時間以上、月額報酬が 8 万 8 千円以上などの要件を満たす場合は、副業を行う会社でも社会保険が適用されます。この場合の保険料は、報酬を合算して算定します。